

# 鈴鹿市人権擁護に関する 施策基本方針

2019(平成31)年3月

# 人権尊重都市宣言

すべての人が人として尊ばれ、基本的人権が保障された明るく住みよい社会の実現は、私たちの強い願いです。

しかし、現実の社会においては、依然として様々な人権侵害の事象が存在しており、今こそ市民一人ひとりが力をあわせ、人権が尊重される住みよい鈴鹿市を築かなければなりません。

よって、私たちは、自らの人権意識を高め、人権尊重の輪を広げるために、ここに鈴鹿市を「人権尊重都市」とすることを宣言します。

1993(平成5)年10月1日

鈴 鹿 市

## 人権が尊重された明るく住みよい鈴鹿を目指して

「人権」は、すべての人が生まれながらに持っている権利であり、人が幸せに生きていくために守られるべき権利です。

国民の基本的な人権を保障する日本国憲法の施行や、全ての人と全ての国が達成すべき共通の基準である世界人権宣言が国際連合で採択されて70年以上がたちますが、今もなお様々な人権課題が存在しています。

鈴鹿市においても、市民一人ひとりが自らの人権意識を高め、すべての人々の人権が守られる、心豊かな明るく住みよい地域社会を築くことを願って、1993(平成5)年10月に「人権尊重都市宣言」を行い、その後、1996(平成8)年12月にはこの趣旨の実現をめざした「鈴鹿市人権擁護に関する条例」を施行しました。また、2000(平成12)年3月には、人権政策の基本的な方向性を定めた「鈴鹿市人権擁護に関する施策基本方針」を策定し、2009(平成21)年3月に見直しを行い積極的な人権啓発を推進してまいりました。

しかしながら、社会環境の変化により、人権問題は複雑化・多様化・顕在化しており、今日の社会においても、人権についての正しい理解や認識、実践する姿勢などが十分ではない状況があります。

このような中、2016(平成28)年に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(障害者差別解消法)、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」(ヘイトスピーチ解消法)、「部落差別の解消の推進に関する法律」(部落差別解消推進法)の三法が施行され、人権に関する法整備において大きな動きがありました。

そこで、本市の「鈴鹿市人権擁護に関する施策基本方針」につきましても、これらの法の規定を準拠するとともに人権施策の様々な動向を踏まえ、ここに見直しをいたしました。

今後は、この基本方針のもとに人権が尊重され、すべての人が自分らしくいきいきと暮らすことのできるまち鈴鹿となるよう、具体的な取組を推進してまいりますので、市民の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

2019(平成31)年3月

鈴鹿市長 末松則子

## 【目次】

### 第1章 基本的な考え方

1 基本方針改定の背景	1
2 基本理念	4
3 人権擁護推進の基本的方向性	5

### 第2章 人権施策の推進

1 人権啓発の推進	7
2 人権教育の推進	8
3 相談・支援体制の充実	8

### 第3章 主な人権課題と取組

1 女性	9
2 子ども	10
3 高齢者	11
4 障がいのある人	12
5 同和問題（部落差別）	13
6 外国人	14
7 様々な人権課題	15

### 第4章 施策の推進体制

(参考) 用語説明	20
-----------	----

\*本文中（※1）のようにしている語句は、巻末に用語の説明を掲載しています。

# 第1章 基本的な考え方

## 1 基本方針改定の背景

本市では、「人権尊重都市宣言」及び「鈴鹿市人権擁護に関する条例」に則り、人権問題の現実を直視し、人権擁護に関する諸施策を遂行していくため、「鈴鹿市人権擁護に関する施策基本方針」（以下、「施策基本方針」という）を策定し、積極的に人権教育・啓発活動を推進してきました。

2009（平成21）年に一部見直しを行い、その後、人権問題に関する市民の意識について現状を把握し、これまで進めてきた様々な施策や取組の成果と課題を的確に捉えた上で、今後の人権に関する施策を効果的に推進するため、本市が2016（平成28）年に実施した「人権問題に関する市民意識調査」（以下、「2016年調査」という）の結果と、前回の見直し以降、社会情勢の変化や新たに対応すべき課題などを踏まえ、この度、「施策基本方針」の見直しを行いました。

### (1) 国際社会の動き

国際連合（以下、国連という）（※1）は、1948（昭和23）年12月10日「世界人権宣言」を採択後、この基本的精神を実現するため、1965（昭和40）年に「人種差別撤廃条約」、1966（昭和41）年には、法的拘束力を持つ「国際人権規約」を採択しました。

その後も1968（昭和43）年の「国際人権年」のほか1979（昭和54）年の「女子差別撤廃条約」、1989（平成元）年の「児童の権利に関する条約」、2006（平成18）年の「障害者権利条約」などによって、人権尊重や差別撤廃に向けた取組が行われてきました。

また、2015（平成27）年の国連サミットでは、2030年までの国際目標「持続可能な開発目標（SDGs）（※2）17項目」から構成された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択されており、その中において、すべての国が、すべての人の人権と基本的な自由の尊重、保護及び促進責任を有すると記されています。

人権教育の面においては、1993（平成5）年ウィーンで開催された国連の世界人権会議で「ウィーン宣言及び行動計画」が採択され、人権が普遍的であり、人権が正当な国際的関心事であることを確認し、人権教育の重要性が強調されました。

更に1994(平成6)年の第49回国連総会では、1995(平成7)年から2004(平成16)年までの10年間の「人権教育のための国連10年」とし、世界のあらゆる国や地域において「人権という普遍的文化」の構築に向けて、人権に関する教育啓発活動に積極的に取り組むよう要請されました。

また、2005(平成17)年に人権教育を積極的に推進することを目的とした「人権教育のための世界計画」が採択され、これを受けて「人権」が世界の共通語となり、世界各地で人権に関する様々な取組が進められています。

## (2)国内の動き

国内においては、1947(昭和22)年に「基本的人権の尊重」を基本原理の一つとする日本国憲法が施行され、それ以降、人権に関する様々な制度や施策の充実が図られてきました。

また、人権を尊重する国際的な流れの中で、多くの人権関連条約が批准されてきました。国連総会における「人権教育のための国連10年」の決議を受けて、これに関わる施策を推進するため、1997(平成9)年には、『人権教育のための国連10年』に関する国内行動計画が策定されました。

2000(平成12)年には、児童の心身の成長に多大な影響を与える児童虐待を防止するため、「児童虐待の防止等に関する法律」、人権の擁護に資することを目的として「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が施行され、人権教育及び人権啓発に関する理念や国、地方公共団体、国民の責務などが定められました。

その後、「犯罪被害者等基本法」が2005(平成17)年に、「高齢者に対する虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」及び「障害者自立支援法」が2006(平成18)年に施行されました。

2012(平成24)年には、障害者に対する虐待が障害者の尊厳を害するものであり、障害者の自立及び社会参加にとって障害者に対する虐待を防止することが極めて重要であることとして「障害者の虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」が施行されました。また「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」が2014(平成26)年に改正されています。

更に2016(平成28)年4月には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(以下、「障害者差別解消法」という)」、同年6月には「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に

に向けた取組の推進に関する法律(以下、「ヘイトスピーチ解消法」という)」、12月には「部落差別の解消の推進に関する法律(以下、「部落差別解消推進法」という)」が施行されました。

このように人権に関する個別の法律の整備により、社会は差別解消に向けた方向に進んできています。しかし、様々な偏見や差別、職場等でのハラスメント(※3)問題、児童等に対する虐待など人権問題が後を絶たず、国際化、少子・高齢化、技術革新など時代環境の変化や急速な進展に伴い、人権問題は複雑・多様化するとともに、性的指向や性自認(※4)など、新たな人権に関わる問題も生じてきており、人権教育、啓発の取組が一層求められています。

### (3) 三重県の動き

三重県においては、1990(平成2)年に、あらゆる差別をなくすために、全国にさきがけて「人権県宣言」が県議会で決議され、また、1997(平成9)年には、「人権が尊重される三重をつくる条例」が制定されました。この条例に基づき総合的に人権施策を推進するため、1999(平成11)年に「三重県人権施策基本方針」及び「三重県人権教育基本方針」が策定されました。「三重県人権施策基本方針」については、2006(平成18)年に第一次改定がなされ、以後、その理念を継承しつつこれまでの取組を検証するとともに、残された課題への対応や今日的な課題を加え、第二次改定が2015(平成27)年に行われています。

### (4) 鈴鹿市の取組

本市では、市民一人ひとりの人権が尊重され、明るく住みよい社会の実現を願い、人権尊重の輪を広げようと1993(平成5)年に「人権尊重都市宣言」を行い、1996(平成8)年には、憲法やこの宣言の趣旨の実現を目指した「鈴鹿市人権擁護に関する条例」を施行しました。

更に、これまでの人権意識の高揚に向けた啓発事業を踏まえ、人権擁護に関する施策を総合的に推進するため、2000(平成12)年に「施策基本方針」を策定しました。

また、2003(平成15)年には、同和教育の理念や成果を重要な柱とした人権教育を推進するため、「鈴鹿市人権教育基本方針」(以下「人権教育基本方針」という)を策定しました。その後、教育を取り巻く状況の変化や依然として存在する課題等に対応するため、2012(平成24)年には「人権教育基本方針」の改定を行っています。

## 2 基本理念

明るい未来を切り開いていくためには、人権が尊重された社会の創造・発展に向け、人権意識の高揚が必要となります。それには人権啓発だけでなく、人権擁護の視点に立ったまちづくりも進めていかなければなりません。

この「施策基本方針」では、このような視点に立ち、総合的に人権擁護施策を推進して、未来に輝くまち・鈴鹿市を市民の皆様とともにつくるために、次の7つの基本理念を掲げます。

- 一人ひとりを大切にします。
- すべての人が尊重される魅力あふれる地域をつくります。
- 自然と人が調和した豊かな環境を育みます。
- 多様性（※5）を尊重し、互いに支え合う社会の実現を目指します。
- 就労の自由を保障し、誰もが活躍できる職場環境をつくります。
- 男女共同参画社会の実現を目指します。
- 地域共生社会の実現を目指します。



### 3 人権擁護推進の基本的方向性

全ての人権が尊重され住みよいまちを実現するためには、それぞれの分野ごとの事業を推進するだけでは十分な対応ができません。そこで、行政全般の人権擁護に関する側面から、次の8つの基本的方向性を設定します。

#### ○ ユニバーサルデザイン（※6）のまちづくり

自由な生活を妨げる意識、慣習面や物理的なバリアをなくし、すべての人が大切にされるまちづくりを進めます。

#### ○ 未来を担う人づくり

「青少年健全育成都市宣言」の趣旨に則り、学校、家庭、地域社会、関係機関が連携を図り、子どもたちが様々な経験を通じて、国際的な人権感覚に基づく幅広い人間性を身に付け、自分に合った生き方を選ぶことができる社会づくりを進めます。

#### ○ 安全・安心のまちづくり

災害に強いまちづくりを進めるとともに、すべての人が健やかに安心して生活できる保健、医療、福祉、防災、減災の情報提供や相談機能を充実させ、万一の事態が発生したときに、被害を最小限にとどめる地域での支援体制が機能するまちづくりを進めます。

#### ○ 環境重視のまちづくり

生態系の保全、多様な自然環境の保全形成及び再生を進めるとともに、人の生活や営みによって環境に悪い影響を与えないまちづくりを進めます。

#### ○ 多文化共生と文化振興のまちづくり

日常生活のなかで、地域・世代・国籍・民族による差別なく教育・文化などを享受できるよう充実させるとともに、それぞれの歴史・伝統的文化の継承に努め、それらを通じて、人が人として尊重されるまちづくりを進めます。

○ 明るい人間味のある職場環境づくり

ゆとりや充実した勤労者生活の支援と能力開発の機会の提供を図り、雇用差別をなくし、意欲ある人々が個性や能力を発揮することができる環境づくりを進めるとともに、様々な交流を通じて、互いに出会いと発見の喜びが実感できる職場環境づくりを進めます。

○ 男女共同参画社会の実現を目指したまちづくり

すべての人が自分らしくいきいきと生きていくためには、男女が日常生活や社会のあらゆる場面においても性別に関係なく能力を十分に発揮でき、個性が尊重され、地域活動などに積極的に参画できるまちづくりを進めます。

○ 地域共生社会の実現を目指したまちづくり

すべての人々が、性・年齢・障がい・国籍等にかかわらず多様性を尊重し、地域で共に助け合って暮らすことができ、一人ひとりの暮らしと生きがいを、地域とともに創っていくまちづくりを進めます。

## 第2章 人権施策の推進

行政に関する業務はあらゆる分野において、市民一人ひとりの生活に関連するとともに、憲法で保障された基本的人権をはじめとする、様々な権利に深く関わっています。

地域社会や社会構造の変化により、人権課題もより複雑化・多様化してきている中、すべての人が人として尊ばれ、差別や偏見なく互いに認め合い、明るく住みよい鈴鹿市を築いていかなければなりません。

そのためには、人権擁護のための施策を企画立案し、積極的に遂行することが重要であり、市民及び市は、それぞれの果たす役割及び責任の下で、互いに協力し合い、常に人権を尊重する意識を持つとともに、自己啓発を行い、人権に対する認識を高める努力をして、人権の視点に立った取組を推進します。

このため、市政のあらゆる分野において、次の3つの視点から人権尊重を基調とした施策を総合的に展開します。

- 1 人権啓発の推進
- 2 人権教育の推進
- 3 相談・支援体制の充実

### 1 人権啓発の推進

人権尊重の地域社会を築いていくためには、すべての市民が人権の意識と共存の重要性を理解し、市民一人ひとりが持つ多様性を尊重していくことが重要です。

「2016年調査」では、前回調査と比較すると、全体的な傾向として、市民の人権意識が高くなり、啓発活動の効果が見られた一方で、「差別は、人間として恥ずべき行為の一つである」また、「交通機関や様々な施設において、障がい者も自由に利用できるように改善することは当然である」との考え方や意見について、そう思わないとする市民がいるなど、差別意識が無いとは言えません。

また、自分が人権侵害を受けたと感じたときの対処法として「何もせず、がまんした」と回答した割合が高く、相談・支援体制の充実を図る必要があるという結果も出ています。

人権問題の解決には、まず、差別の存在を認識しなければなりません。そして、解決に向けた取組を自分自身の課題とするとともに、世間体を気にして同調志向となってしまうたり、傍観者的立場となってしまうたりする態度を克服し、あらゆる人権問題への解消に向けた取組へ繋げていく啓発を推進します。

人権問題は、特定の人だけの問題ではなく、一人ひとりと密接に関連しているという認識を深めるためにも、性別、年齢、職業、地域、文化的活動など様々な特性を通じて、生涯学習と位置づけ啓発活動を行います。

## 2 人権教育の推進

人権教育は、自分の人権を守り、他者の人権を守るための行動ができる力を育み、人権が尊重される社会の実現を図る主体者づくりを目的としています。

学校教育においては、同和教育の理念や成果を重要な柱とした人権教育を推進するために策定・改定された「人権教育基本方針」のもと、就学前の保育や幼児教育も含め、人権問題に関わる学習の定着・促進を図るとともに、教職員研修の充実も必要です。

社会教育においては、行政をはじめとして、公民館等の社会教育機関、更に家庭や社会に多面的な影響力のある企業や団体等においても、あらゆる場で人権に関する研修等の推進が必要です。

## 3 相談・支援体制の充実

人は、誰もが予期せず偏見や差別を受けることがあります。「2016年調査」では、「最近5年間で自分の人権が侵害されたと感じたことがあるか」について約14%の人が人権侵害を受けた経験があり、そのうち約50%が、人権侵害を受けたときの対処法について「何もせず、がまんした」としています。

このような状況の中、一人ひとりの人権が尊重され、誰もが安心して快適に生活を送れることを目指し、様々な人権侵害に関わる問題を解決につなげるため、利用しやすい相談体制づくり、被害者等からの相談への対応など、関係部署と連携して相談・支援の推進に取り組みます。

## 第3章 主な人権課題と取組

国や三重県の取組、「2016年調査」等により明らかになった「女性」「子ども」「高齢者」「障がいのある人」「外国人」に対する差別意識のほか、今後も継続的に取り組む必要のある「同和問題」、また、情報化社会の進展に伴い新たな問題として生じている「インターネット上の人権問題」、  
「性的指向」や「性自認」に関する偏見や差別など、これまでの取組の成果等を踏まえつつ、人権意識の啓発の必要性が高いこれらの課題を本市が重点的に取り組むべき主な人権課題として位置づけ、より一層、啓発等を推進します。

また、これらの人権課題は、それぞれの課題が重なり合って、更に困難な状況に置かれるといった、複合的な課題として認識し、取組を推進していきます。

### 1 女性

男女がともに互いの人権を尊重しあい、その個性と能力が十分に発揮されるような生き方が尊重されるためには、固定的な性別役割分担意識（※7）を解消することが重要です。

「2016年調査」の「子育ての間は、母親は育児に専念したほうがよいという意見についてどう思うか」では、「そう思う・どちらかといえばそう思う」を合わせると4割近くを占めています。育児に限らず、家事などについては「男・女」といった性別で役割を決めるべきではないものの、今もなおそのような意識があることを表しています。

また、性犯罪等の女性に対する暴力、夫・パートナーからの暴力、職場におけるセクシュアル・ハラスメント（※8）やマタニティ・ハラスメント（※9）などの妊娠出産等を理由とする不利益取扱い等の問題が、女性の人権に関する重大な社会問題となっています。

固定的な性別役割分担意識を見直すための教育・啓発を推進するとともに、あらゆる機会での平等に向けた取組を強化していくことが必要です。

こうした現状を踏まえ、男女共同参画に関する施策の中で、誰もが個性と能力を十分に発揮し、夢を持って暮らせるまちづくりを目標とし、次の3点に取り組めます。

### (1) 男女共同参画意識の向上

男女共同参画に関する基本的な学習機会の充実や啓発活動に努めるとともに、様々な情報ツールを活用して、より効果的な広報活動と情報発信を展開します。

### (2) あらゆる分野における男女共同参画の推進

行政や民間企業、地域など、あらゆる組織や団体の意思決定の場や指導的立場への女性の参画が進むよう関係機関に働きかけます。

### (3) ジェンダー（※10）の視点に立った人権尊重と性差に応じた健康支援

DV（ドメスティック・バイオレンス）（※11）やセクシュアル・ハラスメントなどが、重大な人権侵害であることの理解を広めます。また、ジェンダーに起因する心身の不調への健康支援に取り組みます。

## 2 子ども

児童福祉法により、すべての児童は「児童の権利に関する条約」の精神に則り、適切に養育され、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることに加え、その他の福祉を等しく保障される権利を有しています。

しかし、少子化や核家族化の進行、地域社会における人間関係の希薄化、価値観や生活スタイルの多様化、情報化技術の進歩などにより、子どもたちを取り巻く社会環境は大きく変化しました。

こうした中で、児童虐待・いじめ・不登校・親や子どもの貧困、有害情報の氾濫・性の商品化など、子どもの権利に関する重大な社会問題が発生しています。

今後も、社会全体で子ども・子育てを総合的に支援する取組を推進するとともに、子どもの人権についての教育・啓発活動の推進、虐待やいじめなどの発生防止や早期発見に向けた取組を強化していくことが必要です。

こうした現状を踏まえ、家庭、学校、地域社会が連携し、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるような子育て環境をつくるため、次の2点を主な目標として取り組みます。

### (1) 子育て家庭を支援する視点

子どもたち一人ひとりが、国籍や、出生、性別、障がい等により差別されることなく権利が尊重されることや虐待、貧困等様々な問題についても解決されることで、健やかな育ちが保障されるよう、地域社会全体で子育て家庭を支援する視点に立った取組を進めます。

### (2) すべての子育て家庭への支援の充実

障がいのある子どもや、虐待等により配慮が必要な家庭及び外国人の家庭においては、子どもの特性に合わせた継続的な支援をしていきます。

## 3 高齢者

全国的に少子高齢化が進行する中で、本市においては、2015(平成27)年9月現在の高齢化率(総人口に占める65歳以上人口の構成比)は22.9%でしたが、2017(平成29)年9月には24.0%となっています。更に団塊の世代がすべて75歳以上となる2025年には高齢化率26.2%と推計されており、高齢化は急速に進んでいます。

今後、より高齢化が進行する中、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしていくことができる環境を整え、また、高齢者の介護予防と社会参加を促進していく必要があります。

こうした現状を踏まえ、地域の実情に応じた高齢者福祉施策を推進し、地域の中で高齢者が自分らしく生きるまちを目指し、次の2点を目標として取り組みます。

### (1) 地域包括ケアシステム(※12)構築の推進

高齢者が医療や介護が必要な状態や認知症になっても、できる限り住み慣れた地域で自立した生活が営めるように、地域包括ケアシステムの構築に向けた取組を推進します。

### (2) 高齢者の福祉の推進

高齢者が自らの意思で自立した生活を送れるように、高齢者の尊厳を守る視点から、高齢者の権利擁護とともに虐待や差別の防止を図り、身近な地域で相談・支援が受けられる体制を整えます。

## 4 障がいのある人

本市では、障がいの有無にかかわらず、だれもが安心して暮らせるまちづくりを実現するため、障がい者施策を推進してきました。

国においては、障がいのある人に関する法律の施行や改正が行われ、2016（平成28）年4月には、「障害者差別解消法」が施行されました。これに伴い、本市でも2016（平成28）年11月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律に基づく職員の対応に関する要領」を策定し、差別のない共生社会を目指しています。

こうした現状を踏まえ、障がいのある人もない人も、全ての人がその人らしい生活を、地域で自立して営めることを目標とし、次の5点に取り組みます。

### （1）心の通う社会の形成

障がいの有無にかかわらず、支えあって生活できる「地域共生社会」の実現を目指します。

### （2）保健・医療の充実

国の福祉施策に対応し、保健・医療サービスの提供体制を個人の状況に応じて整備します。

### （3）保育・教育の促進

一人ひとりの発達状況に合わせた切れ目のない保育・教育を充実します。

### （4）地域生活の支援

国の福祉施策に対応し、サービスの充実や地域の見守り体制の確立により、地域における障がいのある人の自立した生活を支援します。

### （5）就労・雇用の推進

自立支援や生きがいにもつながるような就労支援サービスの充実を図ります。



## 5 同和問題（部落差別）

同和問題は、日本の歴史的過程で形づくられた身分制度により、長い間、国民の一部の人々が、社会的に差別を受けてきた、我が国固有の人権問題です。

国は、1969(昭和44)年に「同和対策事業特別措置法」を制定し、以来、2002(平成14)年3月末までの33年間にわたり、同法に基づき地方公共団体と一体となって、同和地区(※13)の生活環境等の改善、社会福祉の増進、職業の安定、教育の充実、啓発などに積極的に取り組んできました。

その結果、同和地区の生活環境等の改善をはじめとする物的な基盤整備は着実に成果を上げ、様々な面で存在していた格差は大幅に改善されました。しかし、結婚や不動産取引時における差別意識などについては、依然として解消されたとはいえない状況にあります。「2016年調査」では、「子どもの結婚希望相手が同和地区出身者だった場合のあなたの態度」について、「考え直すように言う・迷いながらも、結局は考え直すように言うだろう」を合わせると約27%が、同和地区出身者だと分かったら結婚を反対するとしています。

また、インターネット上では、差別的な書き込みのほか、特定の地域を同和地区であると指摘し、不当な差別的取扱いを助長・誘発するなど、新たな問題も起こっています。このほか、同和問題を口実に企業や官公署等に不法・不当な行為や要求を行う「えせ同和行為」は、同和問題に対する誤った認識を植え付け、解決の妨げになるなど、いまだに課題として残されています。

このような状況の中、2016(平成28)年12月には「部落差別解消推進法」が施行されました。今後においても、同和問題を重要な人権課題の一つとして捉え、これまでの同和教育や啓発活動によって積み上げられてきた実績を踏まえ、引き続き次の3点を推進していきます。

### (1) 啓発活動の推進

同和問題について、広報紙や啓発物品、啓発事業等によって正しい理解と認識を持つよう、啓発活動を推進していきます。

### (2) 人権教育の推進

同和問題を自分に関わる重要な問題であると捉え、積極的に取り組むことができるよう、人権教育を推進していきます。

### (3) 総合的な行政による取組の推進

同和問題の解消に関し、国、県及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、地域の実情に応じた施策を講じていきます。

## 6 外国人

本市では、これまで、友好都市提携を結ぶ海外都市との国際親善だけでなく、市内に在住する外国人との多文化共生を通じて、多様な文化や価値観への理解の促進など、市民の国際意識の高揚に取り組んできました。

しかしながら、「2016年調査」では「家主が外国人であることを理由に入居を拒否すること」について、半数を超える人が「人権侵害とはいえない」としています。外国人であるということだけを理由に、家主が入居を拒否することは人権侵害になります。

本市において、このように外国人を排斥する意識が払拭されていない状況とともに、外国人市民の定住化及び多国籍化の進展を見せるなか、本市が「国際交流都市」そして「人権尊重都市」に値するか問われています。

昨今の外国人の人権を巡る課題のひとつとして、特定の民族や国籍の人々を排斥しようとする不当な差別的言動が公然と行われることがあります。こうした差別的な言動は、いわゆるヘイトスピーチであるとして社会的問題となっており、人々に不安や嫌悪感を与えるだけでなく、人としての尊厳を傷つけたり、差別意識を生じさせたりすることになりかねません。

このような状況の中、2016(平成28)年6月には「ヘイトスピーチ解消法」が施行されました。

今後、地域づくりを推進していくためには、日本人と外国人双方がそれぞれの文化的、宗教的背景などの立場を理解し、尊重し合える多文化共生の考え方が重要であり、外国人の人権が尊重される多文化共生社会の構築に向けた取組を推進していくことが必要です。

こうした現状を踏まえ、互いの文化的違いを認め合い、誰もがいきいきと暮らせる多文化共生のまちづくりを進めるために、次の3点を目標とし、多文化共生社会の実現に向け取組を推進していきます。

### (1) コミュニケーション支援

外国人市民が日本語の習得や日本の文化、習慣等を理解するための支援を行うとともに、行政窓口における通訳サービスや多言語による各種情報の提供を推進していきます。

### (2) 生活支援

教育、居住、医療、福祉、防災など生活に密着した情報を的確に提供するなど、外国人市民が地域で安全・安心に生活を送れるよう支援していきます。

### (3) 多文化共生の地域づくり

日本人市民と外国人市民の交流の機会づくりを促進しながら、ともに地域社会で暮らしていくための地域づくりを推進していきます。

## 7 様々な人権課題

これまで述べてきた6項目の主な人権課題のほかにも、次のような人権課題が存在します。これらの人権課題については、人権尊重の視点から正しい知識の普及と啓発を図るとともに、関係機関等と連携して相談・支援体制の充実を図ります。

### (1) インターネットによる人権侵害

高度情報化に伴うインターネットの急速な普及は、利用者に大きな利便性をもたらす反面、発信者の匿名性、情報発信の容易さなどインターネットの持つ特性により、他人を誹謗中傷する表現や差別を助長する表現、個人や集団にとって有害な情報が掲載されるなど、人権に関わる様々な問題が発生しています。

「2016年調査」では、「インターネット上で、他人を誹謗中傷する表現や差別を助長する表現などの情報が掲載されること」についてどう思うかということについて、約60%が「許せない人権侵害だと思う」としています。

インターネットの特性とその影響を認識し、情報の収集・発信における個人の責任や遵守すべき情報モラルについての理解が深まるよう啓発が必要です。

## (2) 性的指向, 性自認

人間の性のあり方は、生まれたときの性(からだの性)だけでなく、どのような人を好きになるか・ならないかという「性的指向」、自分が認識している性(こころの性)「性自認」、どのような性別として振る舞うか「性別表現」など、複数の性のあり方が組み合わせられ、個人の性となっています。性のあり方はすべての人にあり、そして人によって組み合わせは様々です。

性的指向や性自認の中で、性的少数者の代表的な表現として「LGBT」があります。これは、レズビアン(女性同性愛者)、ゲイ(男性同性愛者)、バイセクシュアル(両性愛者)、トランスジェンダー(心身の性が一致しない人)の頭文字を並べた言い方です。また近年では、性的指向や性自認は多様にかつ誰にでもあるものであることから、「SOGI」(「ソギ」または「ソジ」と総称するようになっています。

「2016年調査」では、「同じ性の人同士の恋愛・結婚も認めるべきだという意見についてどう思うか」について、約20%は「認めるべきではない」としています。

すべての人の性的指向、性自認という特性について正しい理解や認識を深め、性の多様性が認められ、その人自身が自分らしく生きていくための権利が尊重される社会の形成が必要です。

## (3) アイヌの人々

アイヌ民族は、日本列島の先住民族として独自の言語や生活様式、文化を持っています。しかし、国策とされた北海道内における開拓優先政策などの中で迫害され、長く差別と困窮を強いられてきました。1997(平成9)年「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統に関する知識の普及及び啓発に関する法律」が施行され、現在、国において政策的な検討が進められています。

アイヌ民族の文化や歴史を理解し、民族としての誇りを尊重することで、ともに生きる社会を築くための取組を進めていくことが必要です。

## (4) HIV感染者・ハンセン病患者(※14)等

様々な病気について、正しい知識と理解が十分に普及しないため、病気に対する偏見や誤解により病気に関わる人が人権侵害を受ける現状があります。「ハンセン病」は、国による隔離政策と官民一体となって行われた「無らい県運動」により、差別や偏見を助長してきました。また、「HIV感染者」や「エイズ患者」は、日常生活で感染する可能性はほとんどないにもかかわらず、本人に無断でHIVに感染しているかどうか検査をされたり、アパートの入居を拒否される等の問題が発生しました。

このようなことから、現在でもハンセン病回復者やその家族、H I V感染者やエイズ患者等に対し、正しい知識や理解の不足から、病気そのものや患者・感染者に対する差別意識が存在しています。

病気に関わる人が抱える生活上の問題を人権問題として捉え、その解決に向けた取組が必要です。

#### (5) 刑を終えて出所した人

刑を終えて出所した人やその家族に対しては、根強い偏見や差別意識があり、本人に更生の意欲があったとしても、就職や居住などの面で社会に受け入れてもらえないなど、現実には極めて厳しい状況にあります。

刑を終えて出所した人の社会復帰が阻まれたり、その家族の人権が侵害されたりすることのないよう、偏見や差別の解消に向けた啓発に努める必要があります。

#### (6) 犯罪被害者等

犯罪被害者やその家族は、事件の直接的な被害にとどまらず、偏見による中傷など二次的被害にも苦しんでいます。犯罪被害者等を支援するため、2005(平成17)年に「犯罪被害者等基本法」が施行されており、犯罪被害者等に対してきめ細かな支援が必要です。

#### (7) 北朝鮮当局によって拉致された被害者等

北朝鮮による拉致問題は、国民の生命・安全に関わる重大な問題です。2006(平成18)年に「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」が施行され、毎年12月10日から16日までの1週間を「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」としています。拉致被害者の帰国が実現し、拉致問題が解決するために、関心を絶やさず、国家国民あげて取り組む必要があります。

#### (8) ホームレス

近年の経済状況の変化により、生活困窮に至るリスクの高い人々や生活保護受給者が増大しており、日本の相対的貧困率(※15)は着実に上昇しています。自立の意思がありながら、やむを

得ない事情でホームレスとなり、健康で文化的な生活ができない人々が多数存在し、嫌がらせや暴行を受けるなど、人権問題が発生しています。ホームレスの人権に配慮するとともに、地域社会の理解を深めていく必要があります。

#### (9) 人身取引（トラフィッキング）

性搾取、強制労働等を目的とした人身取引は、重大な犯罪であり、基本的人権の侵害です。その被害者は子どもや女性など、社会的弱者が多いです。また、大昔のことでも、外国の話でもなく、現代の日本で行われている人権侵害問題で、我が国も人身取引受入国のひとつとして数えられています。この問題について、他人事と捉えず関心と理解を深めていく必要があります。

#### (10) 東日本大震災に起因する人権問題

2011(平成23)年3月11日に発生した東日本大震災と、それに起因する原子力発電所の事故によって、風評での思い込みや偏見、心無い言動により、被災者を二重に傷つけることが発生しました。また、避難所生活の中では、プライバシーが守られないことのほかに、高齢者、障がい者、子ども、外国人などの「災害時要援護者」や女性に対する十分な配慮が行き届かないことなどの人権課題が顕在化しました。更に、長期化する避難生活のストレスから暴力や虐待などの人権侵害も問題となっています。災害時における支援についても多様性を尊重しながら進めていく必要があります。

## 第4章 施策の推進体制

すべての人が人として尊ばれ、基本的人権が保障された明るく住みよい社会の実現に向けて、全庁的な取組の推進及び市民、県、国等多様な主体と連携を図り総合的、体系的に人権施策を推進します。

### (1) 庁内横断的な推進

「施策基本方針」に基づき、人権尊重を基調とした施策を推進するため、庁内において、部署を超えた横断的な連携の下、職員が一体となって取組を推進します。

### (2) 市民・県・国等との連携

「施策基本方針」に基づき、一人ひとりの人権が尊重される住みよい鈴鹿市をつくるために、市民や県、国、NPO等の民間団体、企業などの多様な主体との連携を図り、幅広い取組を推進します。

### (3) 基本方針の点検・見直し

この「施策基本方針」については、あらゆる人権施策に幅広い市民の意見を反映させるため、様々な人権に関する情報の収集と提供に努め、適宜必要に応じて見直しを行います。

## (参考) 用語説明

本文に掲載されている用語の説明です。

※1	国際連合	第二次世界大戦を避けなかった国際連盟の反省を踏まえ、1945年10月に51カ国の加盟国で設立され、我が国は1956年12月18日、80番目の加盟国となった。近年では2011年に南スーダンが加盟し、現在の加盟国数は193カ国で、英語、フランス語、中国語、ロシア語、スペイン語、アラビア語の6カ国語が公用語として話されている。
※2	持続可能な開発目標(SDGs)	「Sustainable Development Goals (持続可能な開発目標)」の略称であり、2015年9月に国連で開かれたサミットの中で世界のリーダーによって決められた、国際社会共通の目標。SDGsは5つの分野の、17の目標と169のターゲットで構成され、内容はどれも「人が生きること」と関連しており、人権がベースにある。
※3	ハラスメント	行為者本人の意識の有無に関わらず、相手を不快にさせたり、自身の尊厳を傷つけられたと感じたりさせる発言や行動のこと。
※4	性的指向	人の恋愛・性愛がいずれの性別を対象とするかを表すものであり、具体的には、恋愛・性愛の対象が異性に向かう異性愛、同性に向かう同性愛、男女両方に向かう両性愛など。
	性自認	「自分は男性(女性)である」などの自己認識のこと。
※5	多様性	幅広く性質の異なるものが存在すること。相違点。
※6	ユニバーサルデザイン	「ユニバーサル」＝「普遍的な、全体の」という言葉が示しているように、「すべての人のためのデザイン」を意味し、年齢や障がい、体格、性、国籍などにかかわらず、最初からできるだけ多くの人にわかりやすく、利用可能であるようにデザインすること。
※7	性別役割分担	「男は仕事、女は家庭」というように、個人の能力ではなく性別によって、男女の役割を決め付けてしまうこと。



※8	セクシュアル・ハラスメント	相手方の意に反する不快な性的言動のこと。
※9	マタニティ・ハラスメント	妊娠，出産，子育てなどをきっかけとした嫌がらせや不利益な扱いのこと。法律でも禁止されており，会社側に防止措置が義務付けられている。
※10	ジェンダー	社会的・文化的に形成された性のこと。「女とは・男とはこういうもの」という通念を基盤にした男女の区別で，生物学的な性(sex)とは区別して用いられる。
※11	DV (ドメスティックバイオレンス)	配偶者，恋人その他の親密な関係にある者や，過去において親密な関係にあった者に身体的または精神的苦痛を与える暴力的な言動のこと。
※12	地域包括ケアシステム	各地域に住んでいる高齢者が，住み慣れた地域で自分らしい生活を人生の最期まで持続できるように，介護や医療，さらには住まいや生活支援といった，高齢者を支えるサービスを一体的に提供するシステムのこと。
※13	同和地区	2002(平成14)年3月に「地域改善対策特定事業にかかる国の財政上の特別措置に関する法律」が失効するまでの間，同和問題の解決に向け，生活環境の改善や社会福祉の増進などの取り組みを進める対象地域として指定されていた地区のこと。
※14	H I V / エイズ	ヒト免疫不全ウイルスのことで，このウイルスに感染したことが原因で免疫力が低下して発症するのがエイズ(後天性免疫不全症候群)である。HIVの感染力は弱く，感染経路は限られ，現在は治療法が開発されており，発症の遅延や症状の緩和が可能である。
	ハンセン病	らい菌によって引き起こされる感染症のひとつ。原因菌の感染力は非常に弱く，すでに治療方法も確立されており，早期治療により後遺症を残すことなく完治できる。
※15	相対的貧困率	等価可処分所得(世帯の可処分所得を世帯人員の平方根で割って調整した所得)の中央値の半分に満たない世帯員の割合のこと。

# 鈴鹿市人権擁護に関する条例

平成8年12月25日

条例 第26号

## (目 的)

第1条 この条例は、すべての国民に基本的人権の享有を保障し、法の下での平等を定める日本国憲法の理念及び鈴鹿市人権尊重都市宣言の主旨にのっとり、市民の責務、市の施策その他必要な事項を定めることにより、人権の擁護を図り、もって明るく住みよい社会の実現に寄与することを目的とする。

## (市民の責務)

第2条 市民は、あらゆる人権侵害に関する行為をしてはならない。

2 市民は、相互に基本的人権を尊重し、国及び地方公共団体が実施する人権擁護に関する施策に協力するよう努めなければならない。

## (施策の推進)

第3条 市は、第1条の目的を達成するために必要な施策を積極的かつ計画的に推進するよう努めるものとする。

2 市は、施策の推進に関して、市民の自主性を尊重し、かつ、自立向上の意欲を助長するよう配慮しなければならない。

第4条 市は、人権意識の高揚を図るため、国、県及び人権関係団体との緊密な連携の下に、きめ細かな施策を行うとともに、人権啓発指導者の育成及び啓発組織の充実に努めるものとする。

## (計画の策定)

第5条 市は、前2条の施策を推進するため、総合的な計画を策定する。

## (推進体制の充実)

第6条 市は、人権擁護の施策を実施するため、推進体制の充実に努めるものとする。

## (審 議 会)

第7条 市は、人権擁護に関する重要事項を調査、審議するため、鈴鹿市人権擁護に関する審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会の組織、運営等に関する事項は、規則で定める。

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

**鈴鹿市 地域振興部 人権政策課**

〒513-8701 鈴鹿市神戸一丁目 18-18

TEL 059(382)9011

E-mail [jinkenseisaku@city.suzuka.lg.jp](mailto:jinkenseisaku@city.suzuka.lg.jp)